証券コード　7277
平成27年６月１日

株　主　各　位

東京都町田市南成瀬四丁目21番地１
株 式 会 社 Ｔ Ｂ Ｋ
取締役社長　岸　　高　明

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月17日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月18日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都町田市原町田３丁目２番９号
ホテル　ザ・エルシィ町田　地下１階　珊瑚の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第79期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第79期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　役員賞与支給の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tbk-jp.com）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、不安定な欧州経済、中国その他新興国経済の先行き不透明感が存在するものの、米国経済の好調さを背景に、全体としては堅調に推移いたしました。

わが国の経済は、消費税増税の影響による個人消費の伸び悩みはあったものの、政府や日本銀行の各種政策の効果等から、景気は緩やかな回復が進みました。

当社グループの関連するトラック製造業界では、国内においては景気回復による代替需要等が増加し、当連結会計年度の普通トラック（積載量4トン以上）の国内登録台数は、上期39,315台、下期48,320台、通期87,635台（前年度比9.6％増）となりました。一方、海外市場への輸出は、アセアン向け輸出を中心に弱含みの動きとなりました。

また、建設・産業機械業界では、海外市場への輸出が、新興国向け輸出を中心に弱含みで推移いたしました。

このような環境の下、当社グループが実施した主な施策・活動は以下のとおりです。

1)　新商権の獲得

国内外のトラックメーカー、建設・産業機械メーカー、エンジンメーカーに積極的な受注活動を行った結果、新商権の受注を獲得いたしました。

2)　総原価低減活動

総原価の削減を目標に活動し、材料費の削減、生産効率の改善、経費の削減等コスト管理を徹底いたしました。

3)　市場適格商品及び環境対応商品への開発部門の対応

国内外のトラックメーカー及び建設・産業機械メーカー、エンジンメーカーに対し、低価格が要求される新興国向けモデル、省エネが求められる電動ポンプ等の環境対応商品の展開を積極的に行い、一部受注獲得に結びつきました。

4)　海外事業の拡大

アジアを中心とした海外商権の獲得に注力するとともに、タイ・中国・インド・米国の海外子会社・関連会社においても業容拡大に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は470億58百万円（前年度比3.2%増）、経常利益は28億70百万円（同16.9%減）、当期純利益は21億52百万円（同19.5%減）となりました。

企業集団の売上概況

セグメントの名称			当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	前年同期比
			百万円	%
自動車部品等製造事業	日本	ブレーキ	18,203	△3.0
		エンジンコンポーネント他	16,300	2.9
	アジア	ブレーキ	2,466	27.2
		エンジンコンポーネント他	7,802	8.4
	北米	ブレーキ	－	－
		エンジンコンポーネント他	1,746	31.6
不動産賃貸事業	日本		538	0.0
合計			47,058	3.2

〔自動車部品等製造事業〕

ブレーキ部門の売上高は、アジアでの増産等により、前年同期比27.2%増加した一方で、国内では景気回復による代替需要等に支えられたものの、海外市場への輸出がアセアンを中心に弱含んだこと等により、前年同期比3.0%減少いたしました。この結果、ブレーキ部門全体では前年同期比0.1%の減少となりました。

一方、エンジンコンポーネント部門の売上高につきましては、海外での新商権の獲得等により、前年同期比6.1%増加いたしました。

〔不動産賃貸事業〕

前連結会計年度と同様に不動産賃貸事業収入は５億38百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は67億91百万円となりました。

その主なものは、タイにおいて新商権や既存商権の受注拡大に伴い、生産増強等に対応するための既存ラインの増設や「新工場」建設に関する設備投資、復興補助金を活用した国内での省エネ・生産合理化投資等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中、設備投資資金として、主に以下の資金調達をしております。

1) タイにおいて、金融機関借入とリースにて長期借入金を調達しております。

2) 日本において、復興特区支援利子補給制度を活用した長期借入金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第　76　期 平成24年３月期	第　77　期 平成25年３月期	第　78　期 平成26年３月期	第　79　期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売　　上　　高（百万円）	44,914	43,008	45,607	47,058
経　常　利　益（百万円）	3,856	3,209	3,452	2,870
当　期　純　利　益（百万円）	2,504	2,042	2,675	2,152
１株当たり当期純利益（円）	85.34	69.62	91.20	73.40
総　　資　　産（百万円）	48,212	48,132	53,026	61,399
純　　資　　産（百万円）	23,077	25,852	28,435	32,079

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京精工株式会社	300百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
ティービーアール株式会社	375百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ部品、エンジン関連部品の製造販売
ティービーケイ販売株式会社	160百万円	100.0%	ブレーキ部品、ポンプ、ポンプ部品の販売
TBKK (Thailand) Co., Ltd.	205百万バーツ	91.3% (6.6%)	ブレーキ、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売
TBK America, Inc.	14百万USドル	100.0%	水ポンプの製造販売
Full Win Developments Ltd.	15百万香港ドル	80.0%	ブレーキライニングの販売
Qiaotou TBK Co., Ltd.	13百万香港ドル	100.0% (100.0%)	ブレーキライニングの製造販売
Chang'an TBK Co., Ltd.	8百万香港ドル	90.0% (90.0%)	ブレーキライニングの製造販売
Changchun TBK SHILI Auto Parts Co., Ltd.	38百万人民元	60.0%	ブレーキライニングの製造販売

(注) 出資比率の( )内は間接所有割合であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な国内市場の成長鈍化、アジアを中心とした新興国市場の拡大、環境規制の強化など事業環境の変化に対応すべく、「第12次中期経営計画」を策定しております。

中期経営計画の最終年度となる平成28年3月期は、「売上高の拡大」、「グローバル競争力の強化」、「企業の信頼性の確立」を経営方針に掲げ、さらなる競争力の強化とともに、業績の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

① 売上高の拡大

中長期的に国内市場の成長が鈍化する一方、アジアを中心とした新興国市場の高い成長が続くと見込まれる中、中期経営計画最終年度となる平成28年３月期に、「連結売上高500億円」、「海外売上高比率40%」の達成を目指しております。

② グローバル競争力の強化

売上高の拡大を実現するため、海外ではタイを中心としたアジア地域での新商権の獲得や日系トラックメーカーの現地生産化に対応した増産投資を行っており、タイにおいては新工場を建設しております。

国内においては、電動ポンプや自己発電型リターダ等の環境対応商品の開発・受注活動に努めるとともに、復興補助金を活用した生産効率化投資等により国内事業の競争力強化に取り組んでおります。

③ 企業の信頼性の確立

コンプライアンス及びリスクマネジメント等を基礎とした社会・環境と調和のとれた事業活動を行うことにより、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持向上させるとともに、社会の持続的な発展に貢献し、企業の社会的責任を果たせるよう努めております。

(5) 主要な事業内容(平成27年３月31日現在)

各種自動車用・産業機械用のブレーキ、水ポンプ・油ポンプ・電動ポンプ、エンジン関連部品の製造販売。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本　　社	東京都町田市
福島第一工場	福島県石川郡玉川村
福島第二工場	
福島第三工場	
十勝試験場	北海道帯広市

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,428（617）名	△23（86）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の期末人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
386（146）名	△3（3）名	39.5歳	12年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の期末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,052百万円
株式会社横浜銀行	1,951
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,024

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　76,000,000株
② 発行済株式の総数　29,424,635株
③ 株主数　4,397名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
いすゞ自動車株式会社	2,798千株	9.54%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,800	6.14
朝日生命保険相互会社	1,610	5.49
株式会社三井住友銀行	1,423	4.85
株式会社横浜銀行	1,423	4.85
三菱重工業株式会社	1,341	4.57
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,065	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	909	3.10
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	592	2.02
学校法人帝京大学	561	1.91

（注）　持株比率は自己株式（95,645株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成26年10月１日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	墨谷裕史	Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.董事長
取締役社長（代表取締役）	岸高明	
取締役	片山博照	海外事業・開発部門統括、品質部門担当
取締役	荷宮訓	東京精工株式会社代表取締役社長、技術部・TPS推進室担当
取締役	山田健次	総務部長、業務監査室担当
取締役	髙橋浩	
常勤監査役	鈴木貞雄	
監査役	前原輝幸	八重洲総合事務所税理士 住友不動産販売株式会社社外監査役
監査役	松本充功	菱信データ株式会社代表取締役社長

（注） １．取締役髙橋浩氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査役鈴木貞雄氏、監査役前原輝幸氏及び松本充功氏は、社外監査役であります。

３．監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見の事実
監査役前原輝幸氏は、昭和46年４月から平成15年７月まで税務行政で要職を歴任され、税理士として専門的な知見を有しております。

４．平成26年６月19日開催の第78回定時株主総会において、取締役髙橋浩氏及び監査役松本充功氏が、それぞれ新たに選任され、就任いたしました。

５．平成26年６月19日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、取締役荒木孝氏は任期満了により、また、監査役の岩井一雄氏は辞任によりそれぞれ退任いたしました。

６．当社は髙橋浩氏及び鈴木貞雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	報　酬	賞　与	合　計
取　締　役	7名	168百万円	70百万円	238百万円
監　査　役	4	23	0	23
合　　計 （うち社外役員）	11 (5)	191 (25)	70 (1)	261 (26)

（注） 1．取締役の報酬限度額は、平成25年６月20日開催の第77回定時株主総会において年額３億５千万円以内と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第70回定時株主総会において年額４千万円以内と決議いただいております。

3．賞与は、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額です。

4．平成18年６月23日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金を各氏の退職時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度に退任した役員２名に対し３百万円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

1．取締役　髙橋　浩

1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。

2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。

3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会11回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

2．常勤監査役　鈴木　貞雄

1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。

2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。

3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会13回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。又、12回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。
5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

3.監査役　前原　輝幸
1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
該当事項はありません。
2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
住友不動産販売株式会社の社外監査役であります。
なお、当社は住友不動産販売株式会社との間に取引がありました。
3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
4)当事業年度における主な活動状況
当事業年度中に開催した取締役会13回のうち12回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。又、12回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。
5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4.監査役　松本　充功
1)他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況
菱信データ株式会社の代表取締役社長であります。
なお、当社は菱信データ株式会社との間に取引関係はありません。
2)他の法人等の社外役員の兼職の状況
該当事項はありません。
3)主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

4)当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会11回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。又、9回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5)当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(5) 会計監査人の状況

①　名称　　有限責任 あずさ監査法人

②　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての決定内容は、以下のとおりであります。(最終改定　平成27年５月８日)

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、当社の取締役及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則を制定し、それに基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりコンプライアンスに関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。また、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役及び使用人の法令・定款等の違反行為に対しては、リスク・コンプライアンス委員会の勧告に基づき厳正に処分を行います。

社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化、決議の公平性と透明性を図ります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び使用人の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監視します。

監査役を通報窓口とする内部通報制度を整備し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努めます。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行います。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力による不当要求がされた場合には、総務部門を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対処します。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書その他の取締役の職務の執行に関わる文書等は、法令及び文書記録管理規則に基づき、適切に保

存、管理を行います。取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役が、これらの情報を必要に応じて随時閲覧できる体制とします。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示します。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行います。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりリスク管理に関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。

大規模災害の発生に備え、災害時緊急対応マニュアルを制定し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置する等、意思決定を迅速化します。

会社の組織機能や運営基準を経営組織規則及びグループ職務分掌規則に定め、業務を効率的に遂行します。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理します。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制を明確にするとともに、決裁規則に基づき、当社における事前承認事項及び報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリン

グします。
　子会社は、経営目標や経営課題の達成状況をグループ経営会議において当社に対し報告し、子会社の経営状況、重要課題の遂行状況が適宜把握できる体制とします。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

　当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、グループ内で発生することが想定されるリスクを把握し管理する体制を整備します。
　子会社は、リスク管理に関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制とします。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

　当社は、必要に応じて当社取締役及び使用人を子会社に派遣し、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督します。
　子会社の意思決定について、グループ会社管理規則及び決裁規則に明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行います。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

　当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、子会社の取締役等及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。
　子会社はコンプライアンスに関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については、当社の取締役会において、報告、審議する体制とします。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命ずることができます。監査役よりその職務を補助すべきその他の補助者の配置の求めがあった場合は、監査役と協議のうえ人選を行います。

監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得るものとします。

監査役の補助者は、その職務を遂行するに当たって、監査役の指揮、命令にのみ服します。

⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。

当社は、監査役を通報窓口とする内部通報制度の運用により、法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに直接又は当社の子会社担当部署を通じて当社の監査役に報告します。

当社は、内部通報制度の適用先に重要な子会社を含め、子会社における法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

監査役は、当社及び子会社の取締役等又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負いません。

社内通報規則に基づき、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社及び内部通報制度が適用される重要な子会社に明示し、周知徹底します。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる体制を確保します。

監査役が、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ適宜に意見交換できる体制を確保します。

⑺ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力及び財務体質の一層の強化を図りながら安定した配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成27年５月８日開催の取締役会において１株につき８円とさせていただきました。

すでに平成26年12月１日に実施済みの中間配当金１株当たり８円と合わせまして、年間配当金は１株当たり16円となります。

⑻ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,513**	**流動負債**	**13,728**
現金及び預金	3,043	支払手形及び買掛金	6,273
受取手形及び売掛金	11,674	短期借入金	3,669
商品及び製品	1,102	リース債務	145
仕掛品	954	未払法人税等	159
原材料及び貯蔵品	1,682	賞与引当金	674
未収還付法人税等	10	役員賞与引当金	70
繰延税金資産	405	設備関係支払手形	650
その他	644	その他	2,085
貸倒引当金	△5	**固定負債**	**15,591**
固定資産	**41,885**	長期借入金	5,412
〔有形固定資産〕	**34,285**	リース債務	982
建物及び構築物	8,982	繰延税金負債	589
機械装置及び運搬具	9,400	再評価に係る繰延税金負債	2,440
土地	11,529	退職給付に係る負債	2,812
建設仮勘定	3,423	その他	3,353
その他	949	**負債合計**	**29,319**
〔無形固定資産〕	**495**	**純資産の部**	
ソフトウエア	416	**株主資本**	**23,015**
その他	79	資本金	4,617
〔投資その他の資産〕	**7,104**	資本剰余金	250
投資有価証券	4,533	利益剰余金	18,183
関係会社社債	683	自己株式	△35
関係会社出資金	634	**その他の包括利益累計額**	**7,797**
長期貸付金	1,036	その他有価証券評価差額金	1,330
繰延税金資産	257	土地再評価差額金	5,262
その他	138	為替換算調整勘定	1,412
貸倒引当金	△12	退職給付に係る調整累計額	△208
投資損失引当金	△165	**少数株主持分**	**1,266**
資産合計	**61,399**	**純資産合計**	**32,079**
		負債・純資産合計	**61,399**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**47,058**
売上原価		**40,555**
売上総利益		**6,503**
販売費及び一般管理費		3,569
営業利益		**2,934**
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	55	
為替差益	25	
その他	96	208
営業外費用		
支払利息	174	
投資損失引当金繰入額	88	
その他	9	272
経常利益		**2,870**
特別利益		
固定資産売却益	19	
関係会社清算益	42	61
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産廃棄損	8	25
税金等調整前当期純利益		**2,906**
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	159	720
少数株主損益調整前当期純利益		**2,186**
少数株主利益		33
当期純利益		**2,152**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,617	250	16,664	△33	21,497
会計方針の変更による累積的影響額			△193		△193
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,617	250	16,470	△33	21,304
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△439		△439
当期純利益			2,152		2,152
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,712	△2	1,710
当連結会計年度末残高	4,617	250	18,183	△35	23,015

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	657	5,008	396	△224	5,837	1,099	28,435
会計方針の変更による累積的影響額							△193
会計方針の変更を反映した当期首残高	657	5,008	396	△224	5,837	1,099	28,242
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△439
当期純利益							2,152
自己株式の取得							△2
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	672	254	1,015	15	1,959	166	2,126
当連結会計年度変動額合計	672	254	1,015	15	1,959	166	3,837
当連結会計年度末残高	1,330	5,262	1,412	△208	7,797	1,266	32,079

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　９社

主要な連結子会社の名称　東京精工株式会社
ティービーアール株式会社
TBKK (Thailand) Co., Ltd.
TBK America, Inc.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社　TBK India Private Ltd.
TBK China Co., Ltd.

連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法適用関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

TBK India Private Ltd.
TBK China Co., Ltd.
Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.

持分法を適用しない理由　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TBK America, Inc. 及び Full Win Developments Ltd. 他３社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ　時価法

③ たな卸資産　先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外　定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～47年
機械装置及び運搬具	２～９年
その他	２～20年

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については３年間で均等償却する方法を採用しております。

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

リース資産以外　定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 長期前払費用　期間内均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、必要額を計上しております。

② 賞与引当金　当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。一部在外連結子会社は支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 投資損失引当金　関係会社に対する投資の損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップの特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ．ヘッジ手段　通貨スワップ取引
　ヘッジ対象　借入金
ｂ．ヘッジ手段　金利スワップ取引
　ヘッジ対象　借入金の支払金利

③ ヘッジ方針　通貨スワップ取引は為替変動リスクを抑制する目的で行っており、金利スワップ取引は金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、振当処理及び特例処理によっているものについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、効果の及ぶ期間内で償却しております。金額的に重要性がないものにつきましては、一括償却をしております。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異(2,010百万円)については、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が２億43百万円増加し、利益剰余金が１億93百万円減少しております。また、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	3,774百万円
機械装置及び運搬具	58百万円
土地	8,972百万円
計	12,805百万円

担保に係る債務

短期借入金	127百万円
長期借入金	149百万円
固定負債その他	2,935百万円
計	3,212百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　39,636百万円

３．保証債務

関係会社の金融機関からの借入による債務に対し、保証を行っております。

TBK China Co., Ltd.	187百万円
Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.	521百万円
計	709百万円

４．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金のうち税効果相当額を負債の部に、残額を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づく方法の他、第３号に定める固定資産税評価額及び第４号に定める路線価に合理的な調整を行う方法により算出。

再評価を行った年月日　平成12年３月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△2,873百万円

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　29,424,635株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年５月８日 取締役会	普通株式	205	7	平成26年３月31日	平成26年６月20日
平成26年11月４日 取締役会	普通株式	234	8	平成26年９月30日	平成26年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年５月８日 取締役会	普通株式	234	利益剰余金	8	平成27年３月31日	平成27年６月19日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

Ⅴ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入によって資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金が、回収できないリスクに対して、債権の発生から消滅に至るまで、取引先別に期日管理及び残高管理をしており、契約書に定められた期間中に回収できなかった場合は、適切な保全処置をとっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクに対してはデリバティブ取引（通貨スワップ取引及び金利スワップ取引）を実施しております。なお、デリバティブは社内管理規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及び、これらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,043	3,043	－
(2)受取手形及び売掛金	11,674	11,674	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	3,621	3,621	－
資産計	18,339	18,339	－
(1)支払手形及び買掛金	6,273	6,273	－
(2)短期借入金	3,669	3,669	－
(3)長期借入金	5,412	5,360	△52
負債計	15,355	15,302	△52
デリバティブ取引	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1)支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の長期借入金は、金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップ及び金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1)ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

(2)ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(1)通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引 バーツ支払・米ドル受取	長期借入金	2,035	1,628	(※)	－

（※）通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2)金利関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,035	1,628	(※)	－

（※）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式　(※)	911
関係会社社債　(※)	683
関係会社出資金　(※)	634

（※）これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県のショッピングセンター「イオンつきみ野店」の賃貸（土地を含む。）を行っております。

２．賃貸不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　価
10,875	6,631

（注）１ 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２ 時価の算定方法

当連結会計年度の時価は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったもの）であります。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,050円58銭
１株当たり当期純利益	73円40銭

Ⅷ. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,398**	**流動負債**	**9,244**
現金及び預金	1,471	支払手形	332
受取手形	24	買掛金	5,891
電子記録債権	458	短期借入金	1,102
売掛金	7,588	１年以内に返済予定の長期借入金	308
商品及び製品	388	リース債務	26
仕掛品	99	未払金	634
原材料及び貯蔵品	629	未払費用	153
前払費用	26	未払法人税等	66
未収入金	1,322	前受金	72
未収還付法人税等	7	預り金	25
繰延税金資産	197	賞与引当金	255
その他	185	役員賞与引当金	70
固定資産	**27,655**	設備関係支払手形	298
〔有形固定資産〕	**16,595**	その他	6
建物	5,864	**固定負債**	**8,169**
構築物	602	長期借入金	1,091
機械及び装置	1,302	リース債務	48
車両運搬具	17	繰延税金負債	292
工具、器具及び備品	243	再評価に係る繰延税金負債	2,371
土地	8,401	退職給付引当金	1,044
建設仮勘定	162	その他	3,321
〔無形固定資産〕	**402**	**負債合計**	**17,414**
ソフトウエア	399	**純資産の部**	
その他	2	**株主資本**	**16,632**
〔投資その他の資産〕	**10,658**	**資本金**	**4,617**
投資有価証券	3,581	**資本剰余金**	**250**
関係会社株式	3,210	資本準備金	250
関係会社社債	683	その他資本剰余金	0
関係会社出資金	960	**利益剰余金**	**11,801**
長期貸付金	15	利益準備金	307
関係会社長期貸付金	2,387	その他利益剰余金	11,493
その他	114	特別償却準備金	67
貸倒引当金	△12	別途積立金	2,000
投資損失引当金	△282	繰越利益剰余金	9,425
		自己株式	**△35**
		評価・換算差額等	**6,007**
		その他有価証券評価差額金	1,310
		土地再評価差額金	4,696
		純資産合計	**22,640**
資産合計	**40,054**	**負債・純資産合計**	**40,054**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		**33,984**
売上原価		**31,641**
売上総利益		**2,343**
販売費及び一般管理費		1,775
営業利益		**567**
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	946	
投資損失引当金戻入額	121	
その他	94	1,199
営業外費用		
支払利息	51	
その他	0	52
経常利益		**1,715**
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社清算益	42	43
特別損失		
固定資産廃棄損	5	5
税引前当期純利益		**1,753**
法人税、住民税及び事業税	48	
法人税等調整額	62	110
当期純利益		**1,642**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,617	250	0	263	59	2,000	8,346	△33	15,503
会計方針の変更による累積的影響額							△71		△71
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,617	250	0	263	59	2,000	8,275	△33	15,432
当期変動額									
利益準備金の積立				43			△43		－
特別償却準備金の積立					8		△8		－
剰余金の配当							△439		△439
当期純利益							1,642		1,642
自己株式の取得								△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額	－	－	－	43	8	－	1,150	△2	1,200
当期末残高	4,617	250	0	307	67	2,000	9,425	△35	16,632

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	646	4,449	5,095	20,599
会計方針の変更による累積的影響額				△71
会計方針の変更を反映した当期首残高	646	4,449	5,095	20,527
当期変動額				
利益準備金の積立				－
特別償却準備金の積立				－
剰余金の配当				△439
当期純利益				1,642
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	663	247	911	911
当期変動額	663	247	911	2,112
当期末残高	1,310	4,696	6,007	22,640

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び
関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ　時価法

(3) たな卸資産　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

リース資産以外　定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～47年
構築物	７～45年
機械及び装置	２～９年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～20年

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については３年間で均等償却する方法を採用しております。

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

リース資産以外　定額法
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用　期間内均等償却

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異(1,166百万円)は、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 投資損失引当金　関係会社に対する投資の損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

(ｲ) ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップの特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(ﾛ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　金利スワップ取引

ヘッジ対象　借入金の支払金利

(ﾊ) ヘッジ方針　　金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

(ﾆ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が１億９百万円増加し、利益剰余金が71百万円減少しております。また、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

電子記録債権の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は43百万円であります。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	2,815百万円
土地	7,573百万円
計	10,388百万円

担保に係る債務

固定負債その他	2,935百万円
計	2,935百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　16,857百万円

３．保証債務

関係会社の金融機関からの借入による債務に対し、保証を行っております。

東京精工株式会社	23百万円
ティービーアール株式会社	40百万円
TBK America, Inc.	947百万円
TBK China Co., Ltd.	187百万円
Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.	521百万円
計	1,720百万円

４．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,896百万円
短期金銭債務	2,023百万円

５．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金のうち税効果相当額を負債の部に、残額を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づく方法の他、第３号に定める固定資産税評価額及び第４号に定める路線価に合理的な調整を行う方法により算出。

再評価を行った年月日　平成12年３月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△2,144百万円

Ⅴ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,674百万円
仕入高	9,823百万円
営業取引以外の取引高	999百万円

Ⅵ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	95,645株

Ⅶ．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10百万円
賞与引当金損金不算入額	82百万円
工場集約統合費用損金不算入額	45百万円
退職給付引当金損金不算入額	331百万円
投資損失引当金	88百万円
関係会社株式評価損否認	262百万円
復興特区の繰越税額控除	66百万円
その他	129百万円
繰延税金資産小計	1,016百万円
評価性引当額	△477百万円
繰延税金資産合計	538百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	602百万円
特別償却準備金	31百万円
繰延税金負債小計	634百万円
繰延税金資産の純額	△95百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.80％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.28％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.51％となります。

この税率変更により、再評価に係る繰延税金負債が247百万円減少し、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が22百万円、その他有価証券評価差額金が62百万円、土地再評価差額金が247百万円、法人税等調整額が40百万円それぞれ増加しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京精工㈱	所有 直接100%	原材料の購入 資金の援助 役員の兼任	原材料の購入等 (注1)	3,052	未収入金 買掛金	654 1,107
子会社	ティービーアール㈱	所有 直接100%	原材料の購入 資金の援助 役員の兼任	原材料の購入等 (注1)	4,891	未収入金	201
						買掛金	698
				資金の貸付 (注2)	200	長期貸付金	1,270
				資金の返済 (注2)	520	－	－
				利息の受取 (注2)	9	－	－
子会社	TBK America, Inc.	所有 直接100%	債務の保証	債務の保証 (注3)	947	－	－
				保証料の受取 (注3)	1	－	－
子会社	TBK India Private Ltd.	所有 直接 60% 間接 20%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	82	短期貸付金	27
				資金の返済 (注2)	13	長期貸付金	585
				利息の受取 (注2)	10	－	－
				社債の引受 (注5)	－	関係会社社債	683
				社債利息の受取 (注5)	3	－	－
関連会社	Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.	所有 直接 40%	資金の援助 債務の保証 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	－	短期貸付金	77
				利息の受取 (注2)	13	長期貸付金	396
				債務の保証 (注4)	521	－	－

１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）有償支給、原材料の購入及び製品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

（注２）資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。なお担保は受入れておりません。

（注３）銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。

（注４）銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

（注５）社債の引受を行ったものであり、社債利息を受領しております。

Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	771円93銭
１株当たり当期純利益	56円00銭

Ⅹ．その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月６日

株式会社ＴＢＫ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　椎　名　　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　森　祐浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＢＫの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＢＫ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月６日

株式会社ＴＢＫ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　椎　名　　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　森　祐浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＢＫの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに、海外を含む子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月７日

株式会社ＴＢＫ　監査役会

常勤監査役　鈴木貞雄㊞

監査役　前原輝幸㊞

監査役　松本充功㊞

（注）常勤監査役鈴木貞雄、監査役前原輝幸及び監査役松本充功は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条第２項及び第35条第２項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第28条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（監査役の責任免除） 第35条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第35条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第２号議案　取締役６名選任の件

現在の取締役全員（６名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	岸（きし）　高明（たかあき） （昭和28年７月１日生）	昭和52年10月　当社入社 平成18年10月　当社品質保証部長 平成20年６月　当社執行役員品質保証部長、品質管理部担当 平成21年10月　当社執行役員営業部長 平成24年３月　当社執行役員第一営業部長、第二営業部担当 平成24年６月　当社取締役執行役員第一営業部長、第二営業部担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員国内事業部門統括、第一営業部長 平成25年10月　当社取締役常務執行役員国内事業部門統括 平成26年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	16,400株
2	片山（かたやま）　博照（ひろあき） （昭和26年10月26日生）	昭和60年７月　当社入社 平成16年12月　TBKK（Thailand）Co., Ltd.常務取締役 平成20年６月　当社執行役員第一開発部長 平成22年４月　当社執行役員開発部門担当、開発管理部長 平成22年６月　当社取締役執行役員開発部門担当、開発管理部長 平成25年４月　当社取締役常務執行役員海外事業部門統括、開発部門担当 平成27年２月　当社取締役常務執行役員海外事業部門統括、開発・品質部門担当 平成27年４月　当社取締役常務執行役員海外事業・開発部門統括、品質部門担当 現在に至る	20,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	荷宮（にみや）　訓（さとし） （昭和29年２月27日生）	平成19年４月　当社入社 平成19年６月　当社執行役員、東京精工株式会社社長付 平成20年４月　当社執行役員、東京精工株式会社第二製造部長 平成20年６月　当社執行役員、東京精工株式会社取締役第二製造部長 平成23年６月　当社執行役員、東京精工株式会社代表取締役社長 平成25年４月　当社執行役員、東京精工株式会社代表取締役社長、技術部担当 平成25年６月　当社取締役執行役員、東京精工株式会社代表取締役社長、技術部・生産管理部担当 平成26年４月　当社取締役執行役員、東京精工株式会社代表取締役社長、技術部・TPS推進室担当 現在に至る （重要な兼職の状況） 東京精工株式会社代表取締役社長	6,100株
4	山田（やまだ）　健次（けんじ） （昭和30年５月29日生）	平成22年４月　当社入社 平成22年６月　当社執行役員総務部付部長 平成22年８月　当社執行役員総務部長 平成25年４月　当社執行役員総務部長、業務監査室担当 平成25年６月　当社取締役執行役員総務部長、業務監査室担当 現在に至る	13,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	髙橋（たかはし）　浩（ひろし） （昭和22年２月２日生）	昭和44年４月　株式会社横浜銀行入行 平成９年６月　同行取締役厚木支店長 平成11年６月　同行常務執行役員厚木支店長 平成12年６月　同行退任 平成12年６月　株式会社京三製作所取締役 平成13年６月　同社常務取締役 平成16年６月　同社取締役常務執行役員 平成21年６月　株式会社ミクニ常勤監査役 平成21年９月　工藤建設株式会社非常勤取締役 平成25年10月　同社顧問 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	0株
6	山崎（やまざき）　正之（まさゆき） （昭和22年９月16日生）	昭和45年４月　株式会社太陽銀行入行 平成10年６月　株式会社さくら銀行取締役審査第一部長 平成11年６月　同行執行役員赤坂支店長兼赤坂営業第一部長 平成12年10月　同行執行役員赤坂法人営業第一部長 平成13年３月　同行退任 平成13年４月　株式会社わかしお銀行常務取締役 平成15年２月　同行専務取締役 平成15年３月　SMBC融資事務サービス株式会社代表取締役社長 平成22年６月　同社退任 平成23年４月　学校法人東京女子医科大学理事 平成24年３月　同学退任 平成25年６月　岩崎電気株式会社社外監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） 岩崎電気株式会社社外監査役	0株

（注）　１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．髙橋浩氏及び山崎正之氏は、社外取締役候補者であります。
３．髙橋浩氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。
４．山崎正之氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。
５．髙橋浩氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．髙橋浩氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、髙橋浩氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、山崎正之氏が選任された場合、当社と同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．髙橋浩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、山崎正之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月19日開催の第78回定時株主総会において補欠監査役に選任された多胡滋春氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
あらき　たかし 荒　木　　孝 （昭和24年10月11日生）	昭和48年４月　当社入社 平成８年10月　当社企画部長 平成16年６月　当社取締役品質保証部長 平成17年６月　当社取締役、ティービーアール株式会社専務取締役 平成20年６月　当社取締役上席執行役員、ティービーアール株式会社代表取締役社長 平成26年６月　当社社長付参与、ティービーアール株式会社顧問 平成27年４月　当社社長付参与 現在に至る	24,900株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 第１号議案の定款変更が承認され、荒木孝氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額といたします。

第４号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役６名（うち社外取締役１名）に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与として総額70百万円を支給することといたしたいと存じます。

以　上

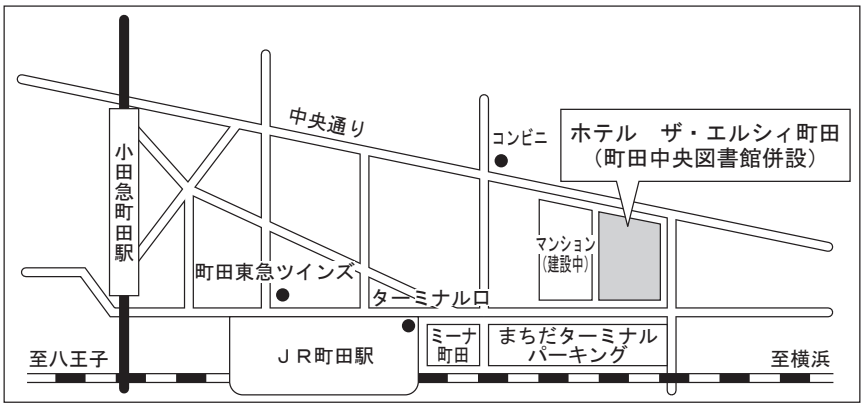
株主総会会場ご案内図

東京都町田市原町田３丁目２番９号

ホテル ザ・エルシィ町田

地下１階　珊瑚の間

TEL　042-724-3111



〔最寄駅〕

ＪＲ横浜線　町田駅（ターミナル口）から徒歩２分

小田急線　町田駅から徒歩約８分